



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○道路運送車両法施行規則及び自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令 (国土交通八〇)

〔公 告〕

諸事項

官庁

製造たばこ小売定価関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

住宅金融公庫入札、特定計量器型式承認関係

地方公共団体

行旅死亡人、高圧ガス保安法に基づく指定保安検査機関の指定関係

会社その他

会社決算公告

会社決算公告

三三
三五

三三

三六

一

省 令

○国土交通省令第八十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条及び自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）第十五条第二項の規定に基づき、道路運送車両法施行規則及び自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年七月三日

国土交通大臣 林 寛子

道路運送車両法施行規則及び自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第一条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「検査標章」の下に「検査対象軽自動車に係るものに限る。」を加える。

第四十五条第一項の表を次のように改める。

一 臨時検査合格標章	第十二号様式の二
二 検査対象軽自動車に係る検査標章	第十二号様式の三
三 検査対象軽自動車に係る自動車予備検査証	第十三号様式
四 予備検査の結果交付される限定自動車検査証で検査対象軽自動車に係るもの	第十三号様式の二
五 検査対象軽自動車の車両番号標	第十三号様式の三
六 二輪の小型自動車の車両番号	第十三号様式の四

第四十五条の二中「及び限定自動車検査証」を「、限定自動車検査証及び検査標章」に改める。

第十二号様式の三を削り、第十二号様式の四を第十三号様式の三とする。

（自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部改正）

第二条 自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和四十五年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

一 新規登録の申請書（第三号に掲げる場合を除く。）	第一号様式及び第二号様式
二 自動車登録番号標の交付の申請書（第七号の申請と同時に申請する場合に限る。）	
三 新規登録の申請書（次に掲げる場合に限る。） イ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）以下「法」という。第七十五条第一項の規定により型式について指定を受けた自動車であつて、第二号様式の諸元欄に掲げる事項（以下「諸元欄事項」という。）に変更のないものについて申請を行う場合 ロ 法第十六条第一項の申請に基づき抹消登録を受けた自動車（抹消事項に変更のないものについて申請を行う場合）	第一号様式
四 変更登録又は更正の登録の申請書（第七号に掲げる場合を除く。）	
五 移転登録の申請書	